

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時
平成24年9月4日（火曜日）
午前10時02分開会、午前11時59分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木努委員、佐々木大和委員、
工藤勝子委員、伊藤勢至委員、名須川晋委員、及川あつし委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
村上担当書記、今担当書記、石田併任書記、清水併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
加藤総務部長、根子総務部副部長兼総務室長、小山総合防災室長、
宮元総合防災室防災危機管理監、小畑総合防災室防災消防課長
 - (2) 秘書広報室
稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、高橋広聴広報課総括課長、
佐藤広聴広報課報道監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
受理番号第44号 米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練計画中止を求める請願
 - (2) 継続調査（秘書広報室関係）
「広聴広報事業について」
 - (3) その他
委員会調査について
- 9 議事の内容
○五日市王委員長 おはようございます。開会に先立ち、各委員に御報告いたします。去
る8月1日の当委員会において、及川あつし委員から閉会中の委員会における、いわゆる

この際の質疑等について発言があったことから、その後当職において執行部と調整した結果、本日の委員会を含め、今後、閉会中の委員会に出席している執行部職員に対する、この際の質疑を行う時間を設けていくことといたしましたので、御報告いたします。

ただいまから総務委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第44号米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練計画中止を求める請願を議題といたします。それでは、当局の参考説明を求めます。

○宮元防災危機管理監 受理番号第44号米軍輸送機オスプレイの配備撤回・訓練中止を求める請願について、前回8月1日の説明以降の主要な動向について2点ほど説明をさせていただきます。その1点は、オスプレイに関する主な動向であります。2つ目は、オスプレイ飛行にかかわる岩手県への影響についてであります。

まず、1点目のオスプレイのモロッコ墜落事故最終調査報告についてですが、8月15日、米国国防総省が、今年4月にモロッコで発生したオスプレイ墜落事故の最終事故調査報告書を防衛省に提出しております。8月28日、米国最終調査報告をもとに防衛省の専門家チームが独自分析、検証を行い、その結果を分析評価報告書として公表しております。また、8月30日には米国国防総省が、本年6月にフロリダ州で発生したオスプレイ墜落事故の調査結果を公表しております。

報道によれば、モロッコ事故の米国調査報告と、日本の分析評価事故調査結果の両者とも、経験の浅い副操縦士がミスを重ねた人的要因が主たる事故原因で、機体自体が事故の要因となったとは認められないといった内容で結論づけられております。また、フロリダでの事故についても、2機編隊で飛行中の先行機が起こした気流の乱れに後続機が巻き込まれ墜落した、操縦ミスであると結論づけたと聞いております。

二つ目のオスプレイ飛行にかかわる岩手県への影響ですが、お手元にある資料でございます。オスプレイの飛行が想定される市町村名のほか、県として把握しておくべきと思われる事項について、東北防衛局に対して8月8日付で知事名で照会を行いましたところ、8月28日付で回答があったところであります。回答の内容につきましては、資料でお配りしておりますが、環境レビューにある航行経路図を見る限り、本県内にルートが示されておりますが、各ルートの詳細は承知しておらず、市町村名を特定することは困難であるとのことです。防衛省においても、環境レビューに記載されているもの以外についてはわからないとの回答であります。

その他の内容については、資料を御確認いただければと思います。なお、今後防衛省では、オスプレイの航行経路での飛行訓練の実施に当たっては、住民の方々の安全、安心に最大限配慮するよう米軍に働きかけを行っていくとの回答が東北防衛局からございました。

以上で説明を終わります。

○五日市王委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続審査」「採択」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

この際、総務部から、7月4日に発生した県防災航空隊の水難救助訓練中の事故の検証と今後の対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○小山総合防災室長 それでは、7月4日に発生いたしました岩手県防災航空隊の水難救助訓練中の事故の検証と今後の対応につきまして御説明させていただきたいと思います。まずもって、改めてこのような事故を起こしましたことについて本当に申しわけなく思っております。おわび申し上げます。

それでは、お手元にお配りしております県防災航空隊の水難救助訓練中の事故の検証と今後の対応についてをごらんいただきたいと思います。まず第1点、事故の概要でございますが、前回8月1日の当委員会でご報告いたしましたとおり、花巻市石鳥谷町内葛丸ダムにおきまして、県防災航空隊の水難救助訓練中の事故により、一関消防本部から派遣されております千葉弘樹隊員が死亡したものでございます。

次に2番、事故の検証でございますが、事故の発生を受けまして、県におきまして今回の訓練の問題点と発生原因、また問題が発生するに至った背景などについて検証を進めるとともに、同様の問題や原因等が防災航空隊の他の活動にも影響を及ぼしていないか、防災ヘリコプターの運航全般にわたる緊急点検を実施してきたところでございます。

その結果につきましては、別刷りの資料として配付させていただいております、岩手県防災航空隊の訓練中の死亡事故に係る検証（中間報告）及び岩手県防災ヘリコプターの運航に係る緊急点検についてとして取りまとめ、8月9日に公表したところでございます。この内容につきましては、既に各委員にも配付させていただいているところでございます。その概要につきまして、資料の箱囲みの部分にまとめてございますので、こちらで御説明させていただきたいと思います。

まず、これにつきましては、8月9日時点での中間報告となりますけれども、事故の検証の概要につきましては、訓練上の問題点として、1点目、訓練に参加する隊員が救命胴衣を着装していなかったことや、ボート、地上への監視員の配備等の安全対策がとられていなかったこと。2点目といたしまして、隊員の体調の確認や装備の点検等の安全管理が不十分だったこと。3点目といたしまして、装備に関する取り扱い要領を整備しておらず、また取り扱い訓練や保守管理が不十分だったことなどがあったと考えているところでござ

います。

次に、これらの問題の発生原因でございますが、一つ目といたしまして、ドライスーツの浮力に頼り過ぎていた。二つ目といたしまして、平成 21 年度の消防庁通知、これは大分県で同様の水難救助訓練中の事故があったことを踏まえて、消防庁が安全対策を通知したものでございますが、など改善する機会があったにもかかわらず、検討が不十分で改善できなかったことなどがありまして、その背景といたしまして、一つとしまして、これまでのやり方で事故が発生しなかったことから、みずからの経験、自隊だけの判断になり、必要なチェックを行ってこなかったこと。二つ目としまして、活動や訓練の方法が明文化されておらず、隊員の経験や記憶により引き継がれてきたことが過去の安全管理体制を風化させてしまったこと。また三つ目として、防災航空隊内の意思疎通が十分でなく、隊員等の意見が活動内容や訓練の改善につながってこなかったこと。また四つ目としまして、本庁におけるチェック体制も不十分だったことなどがあったと考えてございます。

次に、運航全般にわたる緊急点検の結果についてでございますが、これは今回の事故を引き起こした同様の問題が防災航空隊の他の活動にも生じていないか、例えばホイストを使用した山岳救助訓練等、防災航空隊の主要な活動について点検したものでございます。点検の方法は、防災航空隊の諸規程、現在及び過去の隊員からのヒアリング、他県の防災航空隊の活動状況等の比較、検証等によりまして、資料、添付の報告書の 10 ページからの点検表を作成して実施したところでございます。その結果といたしましては、水難救助及びそれに伴う訓練を除き、防災航空隊においては安全に配慮した活動を実施しているというを確認いたしました。

次に、これらの検証、点検を踏まえた改善策でございますが、1 点目、隊員の健康状態の確認方法の明確化、二つ目として、訓練参加隊員全員による安全対策の実施、三つ目としまして、訓練時における地上の安全管理の徹底、四つ目として、装備の適正な使用、保守点検など書かれております 8 項目について直ちに、もしくは速やかに実施していくこととしてございます。

次に、2 ページ目をお開きいただきたいと思います。これらの結果を受けまして、防災航空隊では、下の箱囲みのおり安全対策を講じ、8 月 11 日土曜日から訓練を再開、8 月 22 日水曜日から水難救助活動を除く緊急運航等に対応しているところでございます。なお、9 月 3 日、昨日現在におきまして広域応援活動 1 件、捜索活動 1 件の 2 件の緊急運航に対応しているところでございます。

次に、最後 3 番目、今後の対応についてでございますが、引き続き今回の事故の検証を徹底して行い、外部専門家の意見も踏まえながら、水難救助活動及びそれに伴う訓練に関する活動要領やマニュアルを策定するなど、安全対策を講じるとともに、防災航空隊の活動にかかる安全管理対策の見直しを図り、おおむね 9 月下旬を目途に全面運航に移行できるよう取り組むこととしております。

また、さらなる安全対策の実施として、活動要領やマニュアル等の不断の見直しや、隊

員に対する安全教育の充実など、防災ヘリコプターの運航全般にわたる安全対策の見直しを行いますとともに、本庁におけるチェック機能の強化、外部専門家による安全確認の導入など定期的なチェックサイクルを確立いたしまして、継続的に安全対策が向上、確保されるよう取り組み、二度とこのような事故を起こさないよう、徹底した安全管理体制を確立したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、何かありませんか。

○**高橋元委員** 死亡原因として、溺死ということで、溺れて死んだと、水を飲んで死んだということなわけですね。ヘリコプターの真下ですので、かなりの風圧を受けて、それによって湖面に沈んだ可能性もあるわけですね、溺死の場合はですよ。スーツそのものの浮力が今までは問題なかったということで訓練をしていたようですけども、それ以外に、例えば訓練する場所についても、外部からだけではなくて、ボートを出して湖水の中も含めて安全点検をすべきではないかなと、そんな思いもしてちょっと見ておりました。

それから、水難救助訓練の場合、この時期が果たして適当な時期であったのかと、溺死だけですけども、捜査の当日の状況報告を受けますと、湖水の温度もかなり低かったということで、捜索も途中で打ち切ったという話がありましたので、それらを含めて、この時期の訓練が果たして適当であったのかなという、そんな疑問も感じました。今まではどうされているのかということをお尋ねしたいと思います。

○**小山総合防災室長** これまでの訓練の実施方法でございますけれども、おおむね湖水の中央部というところちょっとおかしいのかもしれませんが、大体今回の事案があったような位置でございます。訓練の方法につきまして、ヘリの風圧というふうな、今委員のお話にございましたけれども、直上に常にいるという状況ではございませんで、少し離れたところで、見ながら入っていくというのですか、救助の態勢に入るといような訓練をしますので、常に要救助者役の隊員がヘリのダウンウォッシュと言いますが、風圧を受けているという状態ではございませんでした。

また、時期につきましては、その年々で大分違っておりますけれども、夏の水難救助に備えて、大体この周辺の時期というふうに捉えていいのかなと思っております。そういった意味で、ドライスーツとウェットスーツの着用をその水温に合わせて変えていたというふうに聞いてございます。

それから湖水、湖面、湖の中の状況を踏まえてという点については、中の状況を、例えば木が茂っているとか、そういった状況については、十分な考慮はされていなかったというふうに理解してございます。

○**高橋元委員** いずれ、いろいろ事故の検証をされ、再発防止に向けたさまざまな事故検証と今後の対応についてまとめられたとのことでありますので、これについては、今後しっかりと進めていただきたいと思いますし、千葉隊員も泳ぎは多分得意なほうでなかったのかなと、そうでなければ訓練で湖水に浮かぶということはないと思いますので、そうい

う一定の泳ぎができる人が溺れ死ぬということは、単なるスーツだけの問題でなくて、やはりさまざまな要素が加わったというふうに思いますので、ぜひ今後の訓練においても、その辺の訓練場所の表面だけではなくて内面的なところも十分検証、調査をしていただきたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに。

○伊藤勢至委員 県が防災ヘリを導入してからたしか 16 年目になりますかね、と思います。防災ヘリを導入してから救急消防隊といいますか、防災航空隊が発足をしたと。この隊員は各市町村の消防署から派遣をされてチームをつくってやってきたわけですが、派遣された人方 ― 隊員の任期が 2 年から 3 年ぐらいと聞いて、そうすると 16 年目の中の、仮に 3 年といたしますと、ベテランがいなくなってしまう。つまり 3 年間しか勉強ができない。3 年するとかわってしまう。そういう中でこういうチェックリストとかをいっぱいつくっても、いざ鎌倉というときの一発勝負の、オフからオンに入れるという、出動した以上は 120% で活動しなければいけないという隊員の中にありまして、ベテランがないというのがこの組織の問題ではないかなというふうに思います。

隊長が何年やった方かわかりませんが、私も 29 年消防団員に在職をしまして、入ったころは、とにかく火災が発生すれば、竿頭のうちわを持って火の中にどんどん突っ込め、行け行けどんどのほうだったのですが、仮に蔵ですね、昔からの土蔵、そういったところの火災の場合は、水をかけていますと蔵そのものが崩落するというので、先輩団員から、蔵の火災の場合は突っ込むなと襟首をつかんでとめられた経験などなど、いっぱい場数を踏んだ方々から教わってきたことがあるのです。

そういう中で、今回亡くなった隊員の方は本当に残念であります、全国の競技会でも優秀な成績を収めた方だと伺ってしまして、ただそういう中で、3 年というものが長いのか短いのかといいますか、統率をしていくリーダー、それは危ないからやめろとか、こういう場合はこうぞとかそういうことを考えていかなければ、今後もヘリの更新の時期も来るでしょうけれども、3 年の経験というので全てのものに対応というのは非常に難しいのではないかと実は心配をするものであります。

したがって、これは県庁の組織もそうなのですが、やっとな仕事になれて、あるいは対人関係ができてきたころに人がかわっていくと。そうすると、またもう一回、賽の河原の石を積むような形で、ゼロからスタートしなければならない。こういうときに、まさにこういう方々は専門職だと思うのです。そういう中で任期という部分を、もう一回検討する必要があるのではないかと。ベテランを残しながら、ベテランが持った技術、技能を次の団員に伝えていくというようなことがなければ、高校 3 年では、あるいは中学 3 年では、ちょっと難しいのかなと、伝えきれない部分があるのではないかとと思うのですが、いかがでございますか。

○小山総合防災室長 ただいまの伊藤委員の意見というのは、非常に貴重な意見ということで承りました。

私も一時期、防災航空隊の所長をさせていただいておりますが、その経験も踏まえて若干お話させていただきますと、今もそうですが、1年目の新隊員につきましては、4月以前に、3月に新隊員研修約1カ月やって、と言いながらも、4月1日に全て活動できるかというそういう状況ではないと思いますが、訓練を重ねて2年、3年になるとそれなりの実力は発揮するものだというふうに私は理解してございます。

確かにそういった意味で全ての事案に経験を踏めるわけではございませんので、委員も御存じだと思いますが、消防等におきましてヒヤリハット事例とか、そういったもので研修をするということも重要になっていると思っておりますし、やっているという理解してございます。

ただ今回、隊長、副隊長のそういった未経験というような問題もございまして、消防長会——派遣していただいております、そっちのほうにそういった経験者を充てられないかというようなお話もお願いしてございます。いずれ隊員の経験とか技能、技術の熟度といったものが安全管理につながりますので、こういった事故が起きないように、そういったものには留意した形で、今後とも安全対策を進めてまいりたいと思っております。

○伊藤勢至委員 昨年の東日本大震災あるいは津波による大きな被害を受けたわけですが、これも、ひめかみの出番が相当数あったと。だけれども、この3年の間に大きな山林火災というのは発生をしております。あるいは他県では発生しておりますけれども、紀伊半島の地下崩落なんか、いわゆる山津波が起きたりしております。災害の状況というのはまさに千差万別という思いがあります。だから3年の中では経験ができない部分があるのだと思います。したがって、隊長なりリーダーなりという方には、そういう経験を持った方を充てておくということが大事なのではないかと思っておりますので、確かに機会均等で各市町村の消防署員を代表した形で勉強してもらおうというのはいいことなのですが、県内にたった1機しかない防災ヘリですから、そういう技能がなかなかうまく広がっていかないということもあると思います。

一方、そういうふう選ばれた隊員は、相当なプライドを持ってやっていたらしくやうでありますけれども、3年というのはやはりもう少し考えていくべきだというふうに思っていますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに。

○工藤勝子委員 私たちには、本日このような形で事故の検証と今後の対応ということで御説明がありました。御家族にすれば突然のことで、いまだにもって信じられない状況ではないかと思っております。ではこういうことに関して、御家族に対していつごろどのような説明をされていらっしゃるのかということ、それからまた、理解まではいかないかもしれませんが、ある程度納得のできない部分もあるでしょうけれども、いろんな形でこういう事故が発生すると必ず裁判沙汰みたいなことも起きてくる可能性があるわけですが、そういう部分に関して、誠意をもって御家族に御説明されていくと思うのですが、そういう時期的なもの、それから御家族の対応のあり方等をどう考えていらっしゃる

やるのかお伺いいたします。

○**小山総合防災室長** 何月何日かは失念いたしましたけれども、この報告ができ上がる段階で、御家族にお邪魔いたしましたして御説明させていただきました。御家族のほうにも御確認いただきながら、わかりましたと、いずれ今後こういった事故を繰り返さないようお願いいたしますというふうなお言葉をいただいております。

御家族につきましては、余りマスコミには出たくないということなので、多くのことはここでのお話は差し控えたいと思っておりますけれども、そういったことで説明させていただいておりますし、その後もたびたびお邪魔しながらいろいろお話を伺う等の対応をとらせていただいております。

○**工藤勝子委員** 私たちに説明をするのと同じように、今後とも誠意を持って御家族に対応していただければというふうに思います。

安全対策の実施ということで、外部専門家による安全確認の導入とございますけれども、その辺のところをもう少し詳しくお願いいたします。

○**小山総合防災室長** 今回の事故につきましては、ヘリの活動中ということでございまして、自衛隊とか、海上保安庁とか、いわゆるヘリを使って救難を行っている機関といえますか、団体がございまして、そういったところの、いわゆる本当に実際に運航している、実務に携わっている方々から、いろいろと今回の結果につきましても経過とかを含めましてお伺いし、この安全対策でいいのか、こういったやり方でいいのかというふうなものを聞いてまいりたいと思っておりますし、今後の体制につきましても、やはり組織の中だけで考えるということではなくて、広い目線で安全をとらえなければいけない点もあろうかと思っておりますので、それについては今後のお願いの仕方にもよりますけれども、そういった目線でのチェックの入れようを考えてまいりたいと思っております。

○**加藤総務部長** 今回の事故の検証の中にも書いてございますが、やっぱりある時点で、いいやり方だということであっても、だんだん、だんだん安易に流れてしまうと、独自のやり方になってしまうというか、そこに落ち込んでしまうところが反省点としてありますので、定期的に外部の方に見ていただく。あといろいろやり方も変わっていく場合もありますので、それで、適時このやり方でいいのかどうか、ちゃんと安全対策が確立されているのかどうか、安易な方向に流れていないかというのを定期的に見てもらって、変な方向にいかないように直してもらおうという形にしていきたいと思っております。そういう面も、日々携わっておられる実務の方の御協力をいただきたいという方向で考えています。

○**五日市王委員長** ほかに。

○**久保孝喜委員** きょう、この検証報告を見させていただいて率直に感じたのは、結局これは事実経過をそれぞれ検証されているわけですが、概要のこの囲みの中にも書いてありますが、結局これは誰がやるべきだったのか、どこがやるべきなのかというところの、言ってみれば検証に伴う主語が見当たらないということが、率直に感想としてあるわけです。

これまでも、るるこの委員会でも指摘をしてきたところですが、結局これまで指摘があったような隊員の任期の問題を含めて、組織としての反省というところがどこに集約をされていくのか、そこで改善されていくのかということをもっと明確にすべきだろうというふうに思います。言葉をかえていえば、それは責任の所在ということだろうと思うのですね。その点でこの検証報告を見たときに、検証報告の4ページの、問題が発生するに至った背景の最後、本庁においても云々ということで、本庁のチェック体制も不十分だったと、こういうふうに要約されていますが、ここの部分が私は一番の肝なのではないかなというふうに思うのです。その文章の中では、安全管理を含む定例的な運航管理に関しては、規程上、防災航空センター内で完結する仕組みだったと、こういうふうになってありますから、それでは今回訓練を再開するに当たって、この規程はどのように変更されて、再発防止のための具体的な手立てとして組織運営がなされようとしていたのかということをもまずお示しをいただきたいと思います。

○**小山総合防災室長** 現在の運航体制に至る経緯でございますけれども、平成16年度だったと思いますが、本庁において運航管理をしていた部分を、現場の迅速な対応という観点から、いわゆる防災航空担当の課長にその権限を移したという経緯がございます。その規程の見直しについては現在考えてございません。現場の運航の迅速性を保ちつつ、本庁でさまざまな安全規程を整備する中で、そういった運用がなされているかという点について、チェック機能を発揮したいというふうに現在考えてございます。

○**久保孝喜委員** 問題が発生するに至った背景に、規程上防災航空センター内で完結する仕組みになっていたと指摘しておきながら規程は直さない。ただし、チェック体制は強化するということの説明で、これは責任の所在が明確になって、かつ組織運営上、正しい判断だったとは私はちょっと思えないのですが、その点をもう少し説明してください。

○**加藤総務部長** 責任の所在という面でいえば、防災航空隊の中での体制なり、その辺の実際の訓練のやり方、運航管理のやり方ということもありましたし、本庁としての総合防災室、私どものほうのチェック体制の問題も双方あったと思っています。それについては、両方強化していかなければならないと考えております。

今総合防災室長から答弁申し上げましたが、そもそも運航管理につきましては迅速性ということも申し上げましたが、現場でまず判断すべきであると考えています。ある意味例えば企業でも、現場の工場の操業状況につきまして、いちいち操業をどういう時間で、どういう形でやるかということ、事細かに本社に問い合わせるという体制をとっているわけではございませんし、基本的には現場の工場長なりの権限、しかもそれに伴う実際の業務安全管理体制につきましても、工場長の権限ということになっているかと思えます。基本的にはそういう考え方でおりまして、ただ全体でそれがきちんと確保されているかどうか、その部分につきまして、では現場ではない本庁のほうも責任回避されているかというところについてはならない。むしろ本庁できちんと押さえるべきところは押さえる、そして現場ののりを外さないようにきちんと管理、チェックをしていく必要があるだろう

ということで、現場に第一義的な責任は委ねつつ、しっかり本庁のほうでもチェックする、コントロールしていくという体制を築きたいということで考えております。

○久保孝喜委員 これ以上申し上げませんが、規程上の縛りがある程度今回の事故原因の背景にあったということをお認めになりつつ、個々の具体的な権限の話をしているのではなくて、安全管理にかかわる主体的な責任が総合防災室にあるわけですから、その点を規程上きちんと明示して、なおかつその手立てを尽くすということが今最も求められているのではないかと思います。ぜひそのような考え方で進めていただきたいということをお願いいたします。

もう1点は、先ほど来お話がありました。今回外部チェック体制の強化ということが盛り込まれたという点は評価をしたいと思います。8ページにその旨が書いてありますが、そこで、本庁による確認の実施というのが、まさに今の規程上にかかわる問題点だろうと思いますので、その内実を深めるということ。

それから2番目に、外部専門家による確認の実施ということがございます。前回の委員会審査の中で私は、事故検証についても外部の第三者による検証が必要なのではないかと、いうことを言った際に、答弁は、そういう専門家というのはなかなか見当たらないと。事故検証までそういう方々に委ねるのは現実的には難しいというお話がございましたが、今回の外部専門家による確認も、決してまだスケジュール的にオンされているわけではないようですので、具体的なスケジュール感がもしあればお示しをいただきたいと思っておりますし、そういう具体の実務者による助言、指導などの体制ということについてももう少し説明をいただきたいと思っております。

○小山総合防災室長 済みません、ちょっと説明が言葉足らずで申しわけございませんでした。検証中間報告ということで出ささせていただきましたが、最終報告という形で――検証報告という形で出すこととなりますが、その過程におきましては、先ほど申しました実務者の方々からの意見をいただくという予定にしております。そのほかに、先ほど久保委員が御指摘になりました8ページの今後の体制といたしましても、そういった形を取り込んでいくという形で考えているものでございます。

なお、今後の体制につきましては、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、具体的な仕組みについては、今後そういった外部の方々との御相談もございまして、今後決めてまいりたいと思っております。

○久保孝喜委員 最後にお聞きしますが、こうしたとうとい人命を失うことになってしまった事故でありますから、先ほど来申し上げている監督責任は非常に重いものだと思いますが、今回のこうした責任を具体的に行政内部でどのように結果として県民に示していくのか。その責任のとり方といいますか、示し方という点について、現在どのようにお考えでしょうか。

○加藤総務部長 行政内部の検証状況は今こういう段階になっております。それと刑事的な手続の問題がございまして、それがあつてきた段階で、行政上の責任のとり方に

つきましては、いろいろ難しい事案なところがございますので、慎重な検討が必要な部分もございますが、そこにつきましてははしかるべき検討をした上で、きちんと明らかにする、責任については示させていただきたいと思っております。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○佐々木努委員 今回は、県防災航空隊の水難救助訓練ということなのですが、この防災航空隊で行っている訓練というのは、水難救助のほかにもどのようなものがありますか。

○小山総合防災室長 主立ったものですが、まず一番大きいものは、地上での救助訓練ということで、ホイストというワイヤみたいなものをおろして、隊員をおろしまして、地上でいろいろ担架とか救助用具を使って、我々は要救助者と言いますけれども、けがされた方とか、ぐあい悪くされた方をそのままつり上げまして、機内収容して、例えば盛岡東警察署の屋上に運んできて救急車に引き継ぐとか、そういった活動があるわけですが、そのピックアップ、ホイストによる救助訓練が一つ主なものとしてございます。

あとは、例えば市町村等の訓練と連動しながら救急搬送といいますか、救急車から傷病者を受け入れる訓練とか、それから空中消火の訓練等、実動的な訓練としてはそういったものがメインとなっております。

○佐々木努委員 今回は水難救助訓練中ということで、今後同じような事故が起きないように形で新たなマニュアルを作成されると思うのですが、それ以外の訓練においても、今回の事故を受けての同様な対策を取るべきものがあると思いますので、全ての訓練において、この事故を逆に活かしていただいて、亡くなった千葉さんの霊を弔うためにもぜひその辺のところをしっかりと対応していただきたいと思います。その辺のところ所見があれば。

○小山総合防災室長 ただいま佐々木委員のおっしゃったとおりでございます。この事故を踏まえて、隊員にも今回の緊急点検を踏まえた形で指導してまいりましたし、点検表というのをつけました、チェック項目つけました。それに従って、しっかり安全管理をやった上で訓練の再開を望むし、県民のためにも、千葉隊員のためにも安全に留意し、早く緊急運航再開をやるということで話しております。今後ともその言葉を心に秘めて活動させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 それでは、この際、何かありませんか。

○及川あつし委員 冒頭、この際発言を認めていただくことになりました。ありがとうございました。北上での懇談の成果かと思っておりますので、よろしくお祈りします。

3点伺いたいと思います。所管の総括課長がいらっしゃるかもしれませんが、部長、副部長がいるので、こちら一括してお伺いします。1点目は防災関係。釜石で行われた総合防災訓練の中、県歯科医師会の関係、あとはフィリピン沖の津波注意報の状況はどうだったのかお伺いします。2点目は、赤字特例国債法が国会で通過しないことによる県への

予算の影響。三つ目は、沿岸被災市に派遣されていた盛岡市の職員の自殺に伴う派遣されている職員等の心のケアについて伺いたいと思います。

まず、1点目の防災関係であります。釜石で行われた総合防災訓練、9月1日釜石市と共催で行われたと伺っておりますが、県歯科医師会の参加が認められる、認められなかったということでいろいろ報道がございましたけれども、どういうことだったのか、事実経過も踏まえて御説明をいただきたいと思います。

○小山総合防災室長 記事によりますと、断ったような記載にはなっておりますが、事実経過をお話しさせていただきますと、今回の訓練は、基本的な訓練を行おうと、実務、実践的な訓練を行おうということで、各関係機関から訓練内容と申しますか、こういうのをやりたいというのを集めたというのか、報告いただきました。その中には、多数機関参加による検死訓練もやりたいということで出て、これは県警本部から来ております。当然警察なので県職員、警察は当部所管でございます。

その前に、もう一つ前にさかのぼってお話しさせていただきますと、今回の3.11を踏まえまして、現場の検死と申しますか、身元判明につきまして、歯科医師会が非常に力を発揮したということがございました。ところが、県の地域防災計画には、検死の部分に歯科医師会の名前が載ってございませんでしたので、それではいかんということで、今回の見直しの中で載せました。歯科医師会という形で載せてございます。見直してございます。それを踏まえてそういった形で訓練をやりたいという話があったのですが、この点につきまして釜石市といろいろ相談をしました。

結論といたしましては、まだ行方不明者がいますし、1年少しです。被災された方々の心情を思うと、非常に重要な訓練ではあるというのは十分我々も認識しておりましたし、やりたい訓練であったことも事実ではございますが、そこまで今回はやるべきではないのではないかと結論で、この訓練自体を見送ったという経過でございます。なので、歯科医師会がやりたい、出たいと言ったのを、だめだと言ったというストレートなことではなくて、参加するような訓練を今回は見送ったと。

我々としても、そういった連携した訓練は非常に重要だと思っておりますので、今回はそういった形で被災地において行う訓練、被災者のことをおもんばかって、そういった訓練をちょっと見送りましたけれども、今後は十分そういったものを考えていくということはあると思っております。

○及川あつし委員 わかりました。ちょっと報道内容と違うのかなという感じがしますが、事前に説明していればいいのかどうかあれですが、歯科医師会の先生方は大分検死をやられて、かなり心にいろんな思いが残っているようでございますので、ケアのほうをよろしくをお願いします。

あとは、8月31日の22時07分に津波注意報が発令されて、翌朝9月1日の午前0時10分に解除になりました。この注意報は、深夜の時間帯であったと思うのですが、当日の避難状況を、県としてはどのように捉えているか。また、津波の影響でいろいろ防災無線等の

損壊があって、これまでに復旧に努めてきたところでもあろうかと思うのですが、実際の8月31日から1日にかけての状況はどうだったか、包括的で結構ですので、御報告をいただければと思います。

○**小山総合防災室長** 申しわけございません。数字的なものを資料として持ってこなかったものであれですけれども、沿岸の陸前高田市、山田町、釜石市で避難勧告。その他につきましては注意喚起の広報を消防車等で実施したというふうに聞いております。自主避難も含めまして、何人かの避難があったというのは記憶していますが、その数字はちょっと押さえてございません。そういった状況を我々としても、即参集いたしまして、情報収集に当たったという状況でございますし、50センチというのがどういうあれであったか、住民に対して、避難する気持ちにどういう影響を与えたかというのがございますが、基本的にそういった避難勧告の状況が3市町という状況で、なおかつ現在の夜の住宅の立地の状況からすれば、それなりに現場では取り組んでいただいたと思いますし、住民の方々も積極的に対応されていたのかなという気持ちではございます。詳細はわかりませんので、そういった大まかな見方しかできませんが、申しわけありません。

それから防災行政無線、そのときにつきましては、どこが通じなかったというふうな話は聞こえてきてございません。なおかつ今の状況をお話いたしますと、確かに沿岸市町には一部聞こえにくいというところはございますが、現在の災害復旧の工事等を活用いたしまして、おおむね今年度末には解消される見込みでございます。その間は消防車両の広報とかで対応せざるを得ないというような状況で聞いております。

○**及川あつし委員** ありがとうございます。仙台市の場合は、スイッチが入っていなかったとか何とかという話で、スイッチのカバーをつけるとかという話が会見等に出ておまして、どうなってるんだろうなと思いましたが、我が県ではそういうことがないように改めてお願いをしたいと思います。

2点目は、赤字特例国債がまだ国会において可決してないことによる影響であります。きょう一部報道において、財務省の副大臣が記者会見で、4日に自治体に支払う予定だった地方交付税4.1兆円について、今の時点で調整がついていないので、おくれざるを得ないとか、財務省の幹部が10月以降に先送りされる可能性が高いと発言しているというような報道がございました。都道府県分は1.4兆円程度とされておりますが、本県の影響はどうなっているのかお示しを願います。

○**加藤総務部長** 地方交付税については、普通交付税については年4回ということで、あと9月、11月に、もう2回分、通例の年であれば交付されるということでございまして、9月分は、例年の交付のやり方であれば560億円、11月分も同じぐらいという交付の見込みでございます。ただ、それが報道なり、あるいは総務省からの情報で伺っているところによりますと、月割りになる可能性があるというふうに伺っております。月割りということになりますと、あと7カ月ですので、今回9月に560億円入るところが160億円ということになって、それで月々払っていくということになります。

当面の資金繰りということになりますと、国も、市町村は資金繰りのやり方とかなかなか難しい面がありますので交付すると。県はそういう資金繰りなり、全体の財布が大きいので対処できるのではないかとということで、県分にしわ寄せというか、県分のほうでリスクジェーリングということで伺っておりますが、実際県におきましては、資金繰りは当面はしのげる状況でございます。特に本県の場合には、イレギュラーな要因として、被災県であるということできざまな震災復興、復旧に絡む補助事業等がございまして、特に基金事業という形で――基金事業の場合ですと実際の事業が終わって、ぼんと交付されるわけではなく、事前に交付されますので、その部分が県の会計の中に積み上がっているところがございまして。その辺のやりくりの中で、資金的には、当面は回すことができるというふうに理解しております。

ただ、そういう形でやっていくわけですが、結局先食いみたいところがありますので、最終的にあの形で特例公債が発行されて、国の予算執行がきちっとそのとおりに進んできているわけですが、そのとおりに執行されないということになると、その細部の手当てがどうなるのだということになって、最後に入らないということになりますと、その部分の最後のところでの帳じり合わせというか、ファイナンスをどうするのだということになりますので、地方公共団体、これはどこの団体も同じだと思いますけれども、その辺につきまして地方にしわ寄せというか、そういう負担が来ないように国で――国会で、しかるべき結論が早期に得られることを期待しているという状況でございます。

○及川あつし委員 私は大変心配しております、国会も各党それぞれいろいろな主張があつてこういうことになっているのでしょうか。ただ、政治は結果責任ですから、交付税に対してこういう影響がもたらされているということをもう少し声を上げないと国会も目を覚まさないのではないかとというような気がいたしておりますので、必要な対応は議会としてもやらなければいけないと、今我が会派では検討をしているところでございます。

いずれ総務部長から、当面はオーケーということがありました、今の国会の動向を見ると、多分今の通常国会については、まだ会期が残っていますけれども、ほとんど機能しないであろうという見込みが大勢であろうと思っておりますし、次の臨時国会がいつ召集されるかわからないし、召集冒頭に解散なんていうことも言われていますので、解散すればまた40日は国会がとまってしまうので、そうすると特別国会が召集されて、またそこで云々かんぬんとやると、下手すると可決するのが12月になってしまうかもしれませんね。そうなれば、先ほど総務部長が当面と言われましたけれども、当面というのは具体的にどの時期まで、現在のやりくりでやれる見込みなんでしょうか。

○加藤総務部長 時期をある程度見通すためにもうちょっと精査が要るかと思っております。私もある程度は、こういう支払い需要、今の資金として県の会計の中にある部分で支払い時期等、調整で回っていくというようなことは聞いておりますが、そこにつきましては、引き続き精査させていただきたいと思っております。当面と申し上げましたが、会計上は最低限先ほどの交付税につきましても160億円、それが月割りで入ってくる可能性が大きい

いということもございますし、あとは、復興関係につきましては復興特会、また国債の経理も別ということに今はなっていますので、復興関係については交付されますので、ある意味、うちの県はほかの県に比べると、現状に対してちゃんと国庫が入ってくる可能性は高いという要因もありますので、そういう面では、資金的にはつなげる時間は確保できると思いますが、その辺の需要等につきましては、改めてまた精査したいと思っております。

国会との関係はありますが、一月あるいは二月ぐらいであれば、資金需用的には回せる。あと最終的には、仮に資金が足りない場合も一時借入金とか、内部の振り替え運用とか、そういう中での代用を基本にしておりますけれども、それが足りない場合には、しばらくは外部からつなぐという形も考えられますし、そういったやりくりによって、県の中でのショートというか、予算執行が進まないというところは回避しなければいけないと思っておりますので、そういう形で、なるべく県民生活に影響が出ないように、国はともかくとしてその与えられた条件の中で、県としてはそこがショートしないようになるべく長く影響が生じないようにつなぐ算段は考えたいと思っております。

○**及川あつし委員** いずれ県民の生活、あと復興に影響が出るということは最悪のことだと思いますので、今総務部長のほうで精査されるということでありました。多分特会内経理の部分ではないのではないかなと思われる部分もあるので、影響が出るころについては声を大にして、地方自治体として、被災県として、ぜひ言っていただきたいと思っておりますし、これ時期を間違えるとショートするのが一番怖いと思うので、9月の定例会がまた始まりますけれども、必要に応じて予算の組み替え等いろいろと適宜やっていただきたいということで、意見として申し上げたいと思っております。

3点目、最後になりますが、これも報道で、盛岡市の職員が、陸前高田市に派遣された職員ですよね、自殺をされたという大変悲しい事故があったと伺っております。今、全国の自治体職員、また県内の職員も沿岸被災地に応援に行っているわけですが、この手の心の病というか、事件に近いような、また事故のような話がいろいろ聞こえてきております。これは個人情報ということもあって、なかなか表に出てこないのですけれども、派遣に伴うそういうマイナスが出ている部分について、県としても事実経過を把握しつつ、できる対策、対応、派遣のあり方などについても、いろいろ検証を加えて対応するべきではないかなと思うわけですが、個別の事件ということよりも実際職員の派遣に伴う諸問題について、今どのように認識されているか、具体的に何か対応を考えられていることがあるのであれば、その点についてもお示しを願います。

○**加藤総務部長** 派遣職員が亡くなったという大変痛ましいことございまして、あってはならないことだと思っております。こうしたことがないようにしていかなければならないと肝に銘じております。

派遣職員につきましては、非常に環境の違うところに行く、そもそも環境が違うところに行く上に、行った先々、被災地でございますので、執務環境面、あるいは居住環境、業務の進め方等もさまざま、派遣先によって異なるということもございまして、なかなか

か仕事がかまうまいかという面も出てくるのだらうと思います。職務意識というか、被災地復興に貢献したいという意欲の強い方が行かれていますということも多いのです。なかなかその現実、いろいろな要因があつて難しい仕事がかなかなか進まないというところも出てくるわけなのですが、それをみずからの責任というか、受けとめてしまいがちだという話もあるということは伺っております。

県におきましては、県から派遣している職員もありますし、またそれぞれの市町村から派遣していただいている職員もありますので、まず行った先々の市町村、あるいは県に、被災地はなかなか大変なわけですが、派遣を受けた職員のケアもしっかりお願いしますと、それは心のケアを中心としてさまざまなそういう執務面の環境整備とか、そういうことをきちんとやってくださいということは定期的にお願ひしています。ただ被災地ということで、正直なかなかそこまで十分に手が回らない部分もありますので、県としても単に口で言つて、あるいは文書を出したただけということではなく、定期的に人事課、あと政策地域部の市町村課なりの職員が出向いて、その職員と面談して状況も伺う、あるいは面談することによってメンタル面で問題がないかどうか、そういうチェックを行つております。

残念なことに、今回の方につきましてもそういう形で面談なりを行つたのですが、そのときには、異常というか、問題はうかがえなかつたということで、今回こういうことになつてしまつたのですが、なかなかそういう難しい面もありますけれども、その辺を丁寧に行つて、水際というか、早い段階で食いとめる、あるいは早い段階で手を打つということはやっていきたいと思つております。

今回被災し、派遣を受ける市町村に対しても、この案件を受けまして、改めて通知を出しまして、その辺の徹底をお願いしますということを行つていますし、県においてもより一層きめ細かく、あるいはその辺の情報なりを通報できるような仕組みをつくつていこうということは申し上げております。こういう事件もありますと、派遣する元も、ちゅうちょしてしまう、ひいてはなかなか現場で人が確保できない、復興にもおくれが出るということにもなりかねませんので、地味なところではあるのですが、こういうケアをしっかりやることによって、気持ちよくというか、いい仕事をしていただひて復興につなげていくということが大変重要かと思つております。

いろいろ専門家の派遣等も行つておりますし、それについても国からもいろいろなさまざまな助言等を入れるような仕組みもございますので、そういった部分も活用しながらきめ細かく対処していきたいと思つておりますし、こういうことが二度とないように、派遣元から大変重要なというか、貴重な人材を預かっているということもございますので、再発防止を徹底してまいりたいと思つております。

〔及川あつし委員「了解」と呼ぶ〕

○五日市王委員長 ほか。

○城内愛彦副委員長 先ごろ委員会で消防学校を視察させていただきました。その際に消防学校の機能の一端を勉強してきたわけなのですが、その中で、消防学校に各地域、市町

村から消防団員が勉強する機会があるということでした。そこで、消防各地域からの派遣、出向してくる消防団員、勉強をしに来る方々の偏りがあって、全然来ていない地域もありました、勉強しにですね。その辺を何とか改善できないものかなというふうに思うわけがあります。

これ地元の消防署長とお話しをした際に、近年防火運動というのが徹底されてきて火災がめっきり少なくなった。これは大変いいことだと思っています。ですが、一旦火災が起きてしまった際に、経験がない消防団員がたくさんいるためになかなか消火がうまくいかない例があるというのを耳にしました。そうすれば、やっぱりここで消防学校がしっかりと本来果たすべき役割を全県下に網羅していくべきではないかなというふうに思う次第があります。その辺をどういうふうに捉えていらっしゃるか、あるいは問題ではないとされれば、これはまたちょっと話が違ってくるのですが、その辺をどういうふうに考えているかちょっとお伺いしたいと思います。

○加藤総務部長 消防学校というと、消防職員の教育機関かなと思われる向きが多いのですが、消防団員についても位置づけは同様ということですので、消防団員の教育もしっかりやっていかなければならないという問題意識は持っております。特に昨年の大震災もありましたが、安全意識とか安全管理とか、その辺の面、貴重な命が失われましたので、そういう面を中心にしっかりとやらなければならないと考えております。

これは、学校だけの問題というわけではなく、むしろ出す側の問題というか、認識の問題という面が多くございます。やはり消防団員ということですので、もともと通常時はお仕事を持っておられ、非常勤ということがございますので、仕事を休んで時間をつくって、そんなに長い期間ではないのですが、二、三日、消防学校に行ってもらってそこで教育を受けてもらうということがなかなかままならないということは聞いております。

ただ、いろいろなやり方もあろうかと思えます。期間を集中的にやるとか、より休みやすい期間の夏期に行うとか、あるいは通信教育的なものを導入するとか、さまざま工夫もありますし、あるいはうちの県の場合大分広いものですから、矢巾町の消防学校まで来てもらうということになると負担になりますので、出張してやるとか、さまざまそういう方法も考えられると思えますし、また各団体に、各団体における受講率とか、その辺のことを示して参加意欲を高めると、そういうことを、出す側の団体とも意思疎通を図りながらいろいろ考えていきたいと思っております。

これはうちの県だけではなくて、多分全国的な問題だと思っております。なかなか決め手がないのですが、そういう工夫を重ねていきたいと思えます。私も国で消防学校の担当をしたことがありまして、そのときも似たような、いろいろな策を講じなければいけないなということで検討をしたことがありますが、その辺のことをちょっと消防学校ともよく相談して、トライアルの面も含めてやっていきたいと思えます。

○城内愛彦副委員長 ぜひいろんな形で策を講じてほしいなと思っております。

先ほどの千葉隊員の水難事故にもつながるものが今後出てくる可能性があるというふう

に思っております。見え見えのやり方ですと、カーボンコピーしていくと、何枚かコピーしていくと線がぼやけてしまって、まさにローカルルールというのが発生しかねない、これは事故につながるとお思いますので、定期的に消防学校を活用していただいて、地域の防災能力を高めていくという点では必要な機能であると思っておりますので、その部分をしっかりと推進してほしいと思っております。

○久保孝喜委員 1点だけ。先ほど及川委員の質問の最後の、職員のメンタルケアの関係で確認をしておきたいと思うのですが、今回の大変心痛む事態は、特別なことでもないというふうに全国でも言われ始めているわけですね。特に自衛隊とか消防署員の方々が、ある意味目立つ支援をする際には地元の人たちからも感謝もされる、あるいは言葉もかけられるということがありますが、自治体職員は目立たないがゆえに、あるいは短過ぎて、感謝の言葉のコミュニケーションというのが必ずしもとられていない。あるいは昨今の公務員たたきみたいなこと、何をやっているのだみたいな話が安易に流れ過ぎるというようなこともあって、自治体職員の心のケア問題というのは、かなり根深いものがあるのだろうというふうに思っています。

そこで、その唯一といいますか解決策は、先ほど総務部長からお話のあった、被災現地の職員全員の面談というところをどれだけ徹底するのか。今回の職員の方もそういう面談には当たったというふうに聞いてはおりますが、それからなおかつ継続的な相談体制ということも言われておりますので、その点現在岩手県としてはどうなっているのか、その点を御報告いただきたいと思っております。

○加藤総務部長 面談の体制ですが、基本的には一度見て、さらに今のやり方としては定期的にやるわけですが、そのときにちょっと気にかかる所見があった方につきましてはフォローアップしていくという体制でやってきております。その辺のフォローアップの仕組みですが、どういう状況変化があらわれているかもございますので、その辺をどういう形でもうちょっとメッシュを細かくできるかどうか。頻度についてももうちょっと上げられないかどうか、仮になかなかこちらから、あるいは専門家の方を常にその頻度でというのは難しいとしても、受けた市町村の側とタイアップして、そちらで間々の面談をしていただいて、何かあれば通報していただくというか、連絡いただいて、そこに、じゃあ、そのアドバイスを出すとか、そういうやり方も考えられるかと思っております。

継続的なフォローというか、なかなか間隔があかないように、今回も、以前やったのですけれども、ちょっとそれからしばらく間があいてこういうふうになってしまったということもありますので、その辺の間隔がなるべくあかないように、そして漏れが出てこないような仕組みというものを、関係市町村と、関係部署、専門家の方々と交えて考えていきたいと思っております。

○久保孝喜委員 相談体制そのものはあると。しかし、緻密さという点ではまだまだ十分ではないという状況があるのだろうというふうに思いますし、なおかつ、今言われているのは、対象となる職員の数が多過ぎて、それに対応するカウンセラーを含めた相談相手、

ということが限られた人になってしまっていて、あるいは前回やった方と次の相談相手が違うというようなこともあったりして、なかなか継続性が担保されていないと。仮に指摘があっても、監督者に対してどういうつなげ方をしているのかということが、間がすっかり抜けてしまっているというようなことも聞かれますので、その辺ぜひ緻密さを持ってこれから計画づくりをしていただきたいと申し上げて終わります。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査及び調査を終わります。

継続調査の準備の都合上、少々お待ち願います。

それでは、広聴広報事業について調査を行います。調査の進め方についてであります、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、説明はパワーポイント等を使用して行うとのことでありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

○高橋広聴広報課総括課長 それでは、広聴広報事業につきまして、パワーポイントを使って御説明させていただきたいと思います。お手元に配付しております資料は、パワーポイントの画面と同じものでございます。なお、このパワーポイントの説明後に、今年度新たに組み立てております、沿岸を中心に震災に負けずに立ちあがる人、復興に向けて歩み続けている人を紹介するインターネット動画の中から1回目の映像をごらんいただきたいと思っております。

それでは、早速説明に入らせていただきます。主な広聴広報事業ということで三つ、広聴、広報、報道に分けて、広聴につきましては、県政懇談会、県政提言、希望郷いわてモニター、希望郷いわて文化大使について。広報につきましては、県内向け、県外向け、それからウェブによる情報発信。報道につきましては、知事の記者会見等について御説明させていただきます。

まず、広聴の県政懇談会についてでございます。知事が直接県民の方々から御意見をお聴きして、それを県政運営に生かしていく趣旨で開催しているものでございます。震災後、昨年12月から開催しております県政懇談会は、復興に向かって県民一体となって取り組む意識を醸成する機会として、復興を主テーマにして開催しております。被災された方々、なりわいの再生に取り組んでいる方々、支援しているボランティアやNPOの方々、他県からの派遣職員など復興や復興支援に取り組んでいる方々に御出席をいただきまして、「がんばろう！岩手」意見交換会として実施しております。

沿岸市町村を中心に、おおむね月1回から2回開催しております、昨年度は6回、今年度は7回開催しております。出席された方々からは、意見交換会を通じて情報の共有が図れたとか、出席者同士でお互い連携して頑張っていこうという気持ちになったというコメントをいただいております、おおむね所期の成果があるものと考えております。

この県政懇談会の概要につきましては、順次ホームページで公開しております。9月11日開催予定の岩泉町と田野畑村での県政懇談会で沿岸市町村を一巡しますことから、今後につきましては、高校生など、岩手の将来を担う学生を対象として意見交換会を新たに実施してまいりたいと考えております。

次に、県政提言についてでございます。県政提言につきましては、県政に対する意見、提言を文書、それから来訪、電子メール、県政提言ダイヤル、ファクスなどで受け付けております。約8割が電子メールでの対応になっております。受け付けました提言につきましては、担当部署に送付し、業務の参考にするとともに、提言者に速やかに回答しております。内容はホームページで公表しております。ただ、昨年、震災以降につきましては、震災対応を優先させていただきまして、提言者へは受理した旨の通知を差し上げて、担当に情報提供のみという対応をさせていただきましたが、本年の1月からは従来どおりの対応しております。

受理件数は、昨年は、一昨年の平成22年と比べて2.5倍増加しておりましたが、本年1月から6月までは164件で、ほぼ平成22年並みの件数に戻っております。それから、提言の内容につきましては、昨年はやはり震災関連の提言が多かったのですが、本年も同様にがれきの処理とか放射線汚染対策に対する意見が多く寄せられているところでございます。

続きまして、三つ目の希望郷いわてモニターですけれども、これは県内に在住しております——住所を有しております20歳以上の方を対象にいたしまして、県政に対する御意見をお聴きして県政運営上の参考にしております。おおむね全10回程度を予定しておりますが、今年度は食の安全・安心に関する調査や、動物愛護に関する意識調査の2件を既に実施しております。今後も実施する予定であります。

それから、希望郷いわて文化大使につきましては、県外に在住している方で、本県に理解や共感、愛着を持っていて文化を中心とした魅力や情報等について積極的にPR活動ができる方、それから本県のイメージアップにつながる活動を行うことができる方を、岩手ファンのネットワーク拡大を図ることを目的といたしまして委嘱させていただいております。現在124人の方をお願いしております。文化大使の方々は震災後、義援金や義援物資、募金活動、チャリティーコンサートなど、さまざまな形で御支援をいただいております。大使には、私どものほうからは2カ月に一度の割合で県政情報を定期的に提供しているほか、名刺の提供、あるいはメールで復興関連の情報を随時お知らせしております。

それから次に、二つ目の広報についての取り組みでございます。広報につきましては、復興情報と岩手の普遍的な魅力を県内外に強力に発信するということをねらいにして取り組んでおります。県内の県内向け広報につきましては、紙媒体であるいわてグラフを中心に、電波媒体のテレビ、ラジオで復旧、復興に関する情報を的確に伝えることに重点を置き、それから内陸から沿岸を応援する取り組みなどを取り上げまして、沿岸と内陸をつなげる広報を展開しているところでございます。

具体的には、いわてグラフでございますが、御承知のように全戸配布でありまして 51

万 6,000 部。県政広報の主要媒体の一つと位置づけておりまして年 5 回発行、インターネットを利用できない高齢者なども含めまして、全ての年齢層に確実に情報提供できる媒体と考えております。震災後、いわてグラフでは、特に人と人のつながり、それから人の力が大事だということを踏まえまして、人に着目した情報発信に取り組んでいるところでございます。

紙面の概要は記載させていただいたとおりでございますが、昨年 7 月、震災後に最初に発行いたしましたいわてグラフが、今年の全国広報コンクールで最高の内閣総理大臣賞を受賞いたしました。都道府県が受賞したのは本県が初めてのことと聞いております。今回の受賞を契機に、さらに内容を充実させて、県民の皆様に一層親しまれる県の広報誌として発行してまいりたいと考えております。

それから、紙媒体のもう一つとして、新聞の広報ですが、いわてグラフを発行しない月に新聞広報で県民の方々に県のいろんな情報、各種制度あるいは生活関連情報、イベント情報をお知らせしております。岩手日報、岩手日日新聞、東海新報、釜石新聞、広告 5 段に掲載させていただいてお知らせしているところでございますが、釜石新聞は、ことしから追加で情報を掲載させていただきまして、沿岸地域の情報発信を強化しているところでございます。

それから、テレビ、ラジオの電波媒体につきましては、県政番組民放 4 局で、毎週 1 テーマ 3 分、週 6 回放送しております。うち 2 回は、岩手めんこいテレビとテレビ岩手では再放送もしていただいております。年間 50 テーマで、テレビで情報発信を行っております。それから、県政の特別番組ということで、年間 5 回、放送を計画しております。30 分ですが、今年 9 月 12 日水曜日には、いわて希望の一步スペシャルということで、IBC 岩手放送で夜 7 時から 30 分、海外からの支援のつながりをテーマに千葉副知事に来ていただいて放送予定としています。

それから、12 月のテレビ岩手の土日の午後 30 分と記載しておりますが、土曜日あるいは日曜日のどちらか、時間帯はまだ決まっておりませんが、午後 30 分の番組を放送する予定としております。それから一番下の、その他生活関連情報、イベント情報につきましては、テレビの民放 4 局、それからラジオの 2 局 — IBC ラジオとエフエム岩手から 1 分程度のお知らせ広報を実施しております。

次に、県外向けの広報についてでございますが、県外に向けての広報につきましては、二つを柱にしております。復興に向かう岩手の姿を発信して、震災を風化させず、継続的な支援につなげていこうというねらいが一つ目で、もう一つは、あわせて岩手の魅力を発信して、岩手のイメージアップと岩手ファンの拡大につなげるという二つの柱で県外広報に取り組んでおります。そのツールといたしましてはポスター — きょうも掲示させていただきましたけれども、ポスターと、それから広報誌、イメージコンテンツ、インターネット動画、それから雑誌、全国テレビの番組で、岩手を県外向けに実施しようとしております。

右のほうの「あたらしいニッポンを、いわてから。」というロゴについて、今年度の県外広報のコンセプトコピーについてですが、岩手の復興がこれからの新しい日本のモデルになるという気概で取り組んでいるものでございまして、そういう高い志のもとで、岩手の復興の歩みに、これからも全国から注目し続けていただきたいという思いを込めて、「あたらしいニッポンを、いわてから。」ということで取り組んでいるところでございます。

順次ポスターのほうから御説明申し上げます。ここにも掲示させていただきました今年度のポスターですが、つながりを表現したものでございまして、復興支援により生まれた国内外とのつながりにスポットを当てて、継続的な支援を喚起するポスターを制作したものでございます。実際に県外から支援いただいた人や、県内で復興に取り組んでいる人に御出演いただいております。復興支援に対する感謝、それから岩手の復興への思いを発信して、震災を風化させず、継続的な支援をお願いすることをねらいとしております。

このポスターにつきましては、各種イベントで掲示させていただくとともに、来月 10 月から約 1 カ月間、都営地下鉄の中刷り広告として使用することとしております。10 種類のポスターを作成して、海外としては 2 枚、それから県外から 5 枚、それから県内は 3 枚という、計 10 枚、10 種類のポスターを作成させていただきました。ポスターの写真等は、資料として付けさせていただきましたが、詳細についての説明は省略させていただきます。

広報誌につきまして御説明申し上げます。広報誌につきましては、今月中旬過ぎに皆さんに配布できる予定で今進めているところでございますが、ポスターに出演していただいた方を中心にして、復興支援を通じて感じた岩手の食、自然、人の温かさという岩手の普遍的な魅力について伝えていただくことで、観光や物産、ボランティア支援につなげることをねらいとして、今作成しております。この広報誌につきましては、首都圏のメディア、希望郷いわて文化大使、県庁各部で推薦している発信力の強い方々に配布する予定としております。

それから、次にイメージコンテンツですけれども、動画で字幕スーパー、音楽などを効果的に組み合わせまして、震災から立ち上がる姿、復興に向けた岩手の歩み、震災後も変わらぬ人々の温かさなどを短い映像で効果的に伝えようとして作成しているものでございます。イメージコンテンツにつきましては、今週中に完成予定でございまして、被災地から今月と 11 月と 1 月と年 3 回、現状を皆さんにお伝えするようなイメージコンテンツをつくり上げてということに取り組んでいるところでございまして、復興フォーラムや復興写真展などの復興支援イベントを中心に、このイメージコンテンツを活用していきたいと考えております。ちなみに、昨年は海外でも、日本大使館のようなセクションなどでも昨年作成したものを使っていただきまして、今年度は英語版や中国語版を含んだイメージコンテンツを作成することとしております。

それから、最後に見ていただきたいと思っておりますインターネット動画、これは今年度の新しい事業として取り組んでいるものでございますが、震災に負けずに立ち上がる、人にスポットを当てまして、復興への思いや全国からの支援に対する感謝の言葉を引き出し

た映像を作成いたしまして、ネット上で配信しているものでございます。ナビゲーターをアンダーエイジにお願いしまして、1本5分程度の長さになっております。最初に、6月4日から配信しておりまして、最初の陸前高田市の桜ライン311をあとで御覧になっていただきます。

次に、雑誌掲載、全国テレビ番組放送で、岩手の魅力について全国に発信することを考えております。雑誌につきましては高齢者、特にシニア層を対象にしました旅行読売、これには計4回掲載する予定にしております。それから、OZマガジンとGINZAにつきましては、特に20代、30代の女性を対象に、口コミ発信力が高いと言われております層をねらいにして、岩手の食、観光、パワースポットなどを雑誌に掲載する予定としております。それから、全国テレビ番組では2回放送予定にしておりますが、具体的な番組につきましては現在交渉中でございます。

それから、ウェブによる情報発信でございますが、一つ目がウェブを使った県の公式ホームページによって情報発信をさせていただいております。それから、二つ目はツイッター、フェイスブックの活用によって、迅速、リアルタイム感のある県政情報、いわての魅力PR情報、緊急・災害情報を発信しております。ツイッターのフォロワー数は4万人を超えまして、全国の自治体でもトップレベルのフォロワー数と自負しているところでございます。それから、フェイスブックにつきましては、3,347人のいいね数になっております。

次に、三つ目、今年度取り組んでおります県の公式ホームページの見直しについてです。一つはアクセスが集中してホームページが動かなくなるということがないようにホームページの見直しと、それから高齢者や障がい者などにも快適にホームページをごらんいただくということで、ウェブアクセシビリティのJIS規格の改正に合わせた対応をするため、この二つを主に、システムの改修に取り組んでおります。今年度につきましては、今現状の課題分析を行っておりまして、今年度中にウェブアクセシビリティ対応方針を策定いたしまして、それを公表いたしたいと思っております。それをもとにしまして、次年度はホームページのリニューアルに取り組みたいと考えています。

それから、三つ目でございますが、報道に関して、知事記者会見についてですが、知事記者会見につきましては、県政の重要な情報などを知事から発表しております。本年度は知事自身による発信を強化するために、積極的に知事から発表していただいております。件数につきましては、そこに記載されているとおりです。

それから、記者発表（レクチャー）としましたけれども、特にニュース性のあるもの、また資料だけではわかりにくいもの、項目につきましては、関係部局の課長等が県政記者室で発表、及び詳細な説明を実施しております。それから、資料提供といたしまして、定例的な情報につきましては、県政記者クラブ加盟社等に対しまして資料の提供を実施しております。それから県政記者クラブ以外、特に必要に応じて都道府県の記者クラブについても資料提供の実施をしているところでございます。

以上、雑ばくな御説明でしたけれども、広聴広報事業ということで御説明させていただきました。この後インターネット動画の中から、先ほどお話ししました1回目の陸前高田市の桜ライン311をごらんいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔動画放映〕

○**五日市王委員長** 御説明ありがとうございました。ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**伊藤勢至委員** 関西と愛知県と、つながりの部分を強調されているようでありまして、これはそれで関東自動車の、あるいはそういった関係のつながりがあると。これ非常にいいことだと思います。ただ今回、2カ月ほど前だったのですが、世界的な奉仕団体の岩手県の県北の支部の方々からちょっと相談をいただきました。被災された県内の高校生、1年生から3年生までの3年間、月3万円の学費補助をしたい、30人程度を選んでくれないかということをございました。大変ありがたいことだと思って、すぐに教育委員会のほうにつながをしたわけではありますが、それはそれで大変ありがたいことだと思います。まさにその年代が復興を背負っていく年代でありますので、大変ありがたいことだと思いましたが、同時に一番最後の言葉にさすが関西人だなと思うところがあったのですが、その3年間学費の補助をして、高校を卒業して働く場がなければぜひ私どものほうにおいでくださいという、これは青田買いとも言えるやり方なのではないのかなと。弱みにつけ込むとか何かそういうことを言うつもりはありませんが、そこまで関西の人はたくましいのかなと。これは私たち岩手県が見習っていかなければならないことだと思います。

そのことについて、今担当にどうのこうの言うつもりはありませんが、そういう目線で見ている人たちも全国にはいるということもわかりながら、やはり県の子供たち、沿岸の子どもたちは、自分が生まれたところに残って貢献をしたい、働きたいという思いを強く持っておりますので、それはそれでいいことだと思いますけれども、そういうこともあるのだということも含みながら、やっぱり私たちは地元を元気にしていかなければならない、そういうふうになります。せっかくだから、高橋広聴広報課総括課長、何か考えなりを一言。

○**高橋広聴広報課総括課長** ただいまの伊藤勢至委員のお話に気をつけながら県外に向けて広報に努めていきたいと思いますが、先ほどもお話ししました県外向けに関しては、今岩手県内にいるとなかなか感じられない、震災の状況が県外では風化しているということをやはりいろいろな方が申し上げておりまして、それに対しては私どもが今正直に、まじめに取り組んでいる部分を一生懸命アピールしていきたいなと思っておりますし、それによって、岩手は震災で全然だめなのだということではなく、岩手の魅力、観光なり、食べ物なり、とてもいいものがありますよということと合わせて、両方でアピールしていきたいと思っております。震災を契機に岩手のすばらしさ、すばらしい人間性なり、人柄なりをどんどんアピールしていきたいなと思っております。どうぞ委員の先生方にも御協力を

お願いしたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに。

○城内愛彦副委員長 県政モニターについてであります。公募が200人ということでありましたけれども、実際どれくらいの方が応募されてくるのか。その中で、どういう形でこの200人を選出していくのかということと、あとはこのモニターの方々からこういった形の御意見があるか、特筆するものがあれば御紹介いただければと思います。

○高橋広聴広報課総括課長 今回のモニターの応募につきましては、たくさん応募いただいて定員をオーバーするというような状況ではありませんでしたので、応募してほしいという情報を何度かお知らせして、定員の200人を満たしていただいたような状況でございます。

それから、モニターの方々には、こちらのほうから県政に対して、例えば今年度ですと、食の安心・安全とか、そういうもののアンケートを書いていただくということで、そのアンケートの内容についてモニターの方々がどういう回答をしたかというのをそれぞれのアンケート調査でまとめてお知らせはしております。個々にどうかということは結果でお知らせすることだけなのですけれども、ちなみにモニターをお願いしている人方ですので、9割は回答をいただいているような状況です。

○城内愛彦副委員長 先ほどどこかのページでツイッターは4万件を超したということだったので、多分これに対する公募も結構あるのかなと思って質問しましたが、こちらで決めたもののアンケートをとるということなので、もうちょっとその自由度があってもいいのではないかなと思うのですよね。ツイッターはツイッターとして必要な分野であるのでしょうかけれども、せっかくモニターになっていただいて、こちらで決められた路線で選択肢の中から選んでもらうということではなくて、もう少し自由度がある発言ができるスペースを持っていただければ、もうちょっと皆さん、参加してくるのではないかな、トライしてくるのではないかなと思いますので、その辺を検討してもらえればと思います。

○久保孝喜委員 1点だけお尋ねしたいと思います。今の説明の中で、実は私も初めて聞いたのですが、「あたらしいニッポンを、いわてから。」というこのフレーズですね。わかるようでわからない、いろいろな考え方があって決められたのでしょうか、まずはこのフレーズの位置づけをどういうふうに考えていらっしゃるのか。県政情報の広報媒体に必ずつけて出そうということなのでしょうが、これが県政全体の中でどういう位置づけをもって考えられているのかということがまず1点ですし、それからこの決定過程はどんなぐあいによいようにして、誰がというようなことをちょっと御説明いただきたいのと、このフレーズはいつまで使おうとされているのか含めて今後の展開などについてもちょっと触れたいと思います。

○高橋広聴広報課総括課長 きょう配付させていただきました資料の中の部分ですけれども、「黄金の國、いわて。」ということで、県外に向けては取り組ませていただいて、これは変わらないですけれども、今年度につきましては、県外に対して、「黄金の國、いわて。」

にかわるものということではなくて、復興元年ということもありまして、いろいろな取り組みを、岩手からいろいろな情報を発信していこうという考え方で、先ほどもお話ししました新しい日本の復興が、岩手の復興が、新しい日本のモデルになって取り組んでいきたいという志高い岩手の復興の歩みというのですか、そういったものと、それから全国から注目していただきたいという思いも込めて、今年度につきましては県外広報のコンセプトコピーとして、「あたらしいニッポンを、いわてから。」ということで取り組んでいるところでごさいます、これを決める過程につきましては、私どものほうでいろいろ検討させていただいて、コンセプトコピーで今年度取り組むということでした承といたしますか、取り組むこととしたものでございます。(城内愛彦副委員長「今年度だけということ」と呼ぶ)一応今年度はこれということで考えております。今年度の状況を見ながら、次年度はまた考えたいと思っておりますけれども、今年度については、このコンセプトコピーで県外に向けて取り組みたいと思っております。

○久保孝喜委員 岩手県を象徴するキャラクターだとか、フレーズだとか、ロゴ、コピー、さまざまあるわけですが、今のお話を聞いていると、どうも余り戦略性が感じられないとか、今年度だけはまずとりあえずやりましょうと。その結果が好評であれば続けるし、不評であればやめるみたいな、そんなニュアンスにも受けとめたのですが、県外向け、県外向けと言いますが、これは県内向けではないという位置づけでとらえていいのですか。県内にあってはその志高い復興の道のり云々は論外なわけでしょうか。

○高橋広聴広報課総括課長 県内向けにつきましては、「希望郷いわて」ということで取り組んでおりまして、県外に向けたキャッチフレーズは、あくまでも「黄金の國、いわて。」ということで全庁的に統一した取り組みをしておりますが、今年度は、先ほど御説明したように「黄金の國、いわて。」というキャッチコピーの中で、「あたらしいニッポンを、いわてから。」という、そういうものも含めて、その前は「いわてで、いやして。」というようなキャッチコピーを使わせていただいて、取り組ませていただいたのですが、それと同じような考え方で取り組みたいと考えています。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって広聴広報事業についての調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

委員の皆様には次回の委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の9月の県内調査についてであります、お手元に配付しております平成24年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施

することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って、通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。